

令和3年度4月の制度改正のうち、下記については努力義務期間中ですが、令和6年4月以降は義務化となりますので準備をお願いします。

1. 勤務体制の確保等（認知症介護基礎研修）
2. 業務継続計画（BCP）の策定等
3. 衛生管理等
4. 虐待の防止
5. 栄養管理
6. 口腔衛生の管理

令和6年4月から義務化される事項について

1. 勤務体制の確保等（認知症介護基礎研修）

【全サービス共通】

事業者は、全ての介護従業者（看護師、介護福祉士等を除く）に対し、「**認知症介護基礎研修**」を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した従業者は、採用後1年を経過するまでに受講させること。

義務付けの対象とならない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

令和6年4月から義務化される事項について

2. 業務継続計画（BCP）の策定等

【全サービス共通】

①業務継続計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じること

感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

※計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更すること

令和6年4月から義務化される事項について

2. 業務継続計画（BCP）の策定等

【全サービス共通】

②事業者は、介護従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること

研修

- ◆内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする
- ◆年1回（特定・特養・GHは年2回）以上実施し、新規採用時には別に実施すること
- ◆実施内容について記録すること

訓練

- ◆感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を行う
- ◆年1回（特定・特養・GHは年2回）以上実施すること
- ◆訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わない

令和6年4月から義務化される事項について

3. 衛生管理等

【全サービス共通】

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置・開催

- ◆おおむね6月に1回以上開催する（特養は3月に1回以上）
- ◆その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- ◆定期的に開催するとともに、感染症の流行時期には必要に応じて随時開催すること
- ◆居宅介護支援事業所で従業者が1名の場合は、委員会を開催しないことも差し支えないが、この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい

令和6年4月から義務化される事項について

3. 衛生管理等

【全サービス共通】

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

◆指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定する

- ・ 平常時：事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
- ・ 発生時：発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の関係機関との連携、行政等への報告等

◆発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく

参照

○厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

令和6年4月から義務化される事項について

3. 衛生管理等

【全サービス共通】

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練の実施

研修

- ◆内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの、事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする
- ◆年1回（特定、特養、GHは年2回）以上実施し、新規採用時にも実施すること
- ◆実施内容について記録すること
- ◆事業所内で行うもので差し支えない

訓練

- ◆実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応を定めた指針や研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施する
- ◆年1回（特定、特養、GHは年2回）以上実施すること
- ◆訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わない

参照

○感染症対策力向上のための研修教材配信サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaishaku_00001.html

令和6年4月から義務化される事項について

4. 虐待の防止

【全サービス共通】

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること

◆次のような事項について検討する

- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・前号における再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

◆他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも差し支えない

令和6年4月から義務化される事項について

4. 虐待の防止

【全サービス共通】

②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること

◆指針には、次のような項目を盛り込むこと

- ・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

令和6年4月から義務化される事項について

4. 虐待の防止

【全サービス共通】

③事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること

◆研修は年1回（特定、特養、GHは年2回）以上実施し、新規採用時には必ず実施すること

◆研修の実施内容について記録すること

◆研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

◆①～③に掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと

◆虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい

※運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること

令和6年4月から義務化される事項について

5. 栄養管理

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ◆栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う
- ◆管理栄養士が入所者の栄養状態に応じた栄養管理を計画的に行う
- ◆栄養管理について以下の手順で行う
 - ・入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること
 - ・栄養ケア計画の作成に当たっては施設サービス計画との整合性を図ること
(栄養ケア計画相当の内容を施設サービス計画内に記載し、計画の作成に代えることができる)
 - ・入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
 - ・入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと

※栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士協力により行うこと

参考

○「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発 0316 第3号、老老発 0316 第2号）第4

令和6年4月から義務化される事項について

6. 口腔衛生の管理

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- ◆口腔衛生管理を基本サービスとして行う
- ◆入所者の状態に応じた口腔衛生管理を以下の手順で行う
 - ・ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと
 - ・ 上記の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成すること（口腔衛生の管理体制に係る計画相当の内容を施設サービス計画内に記載して計画の作成に代えることができる）
 - ・ 助言を行った歯科医師
 - ・ 歯科医師からの助言の要点
 - ・ 具体的方策
 - ・ 施設における実施目標
 - ・ 留意事項・特記事項
 - ・ 必要に応じて、定期的に計画を見直すこと
- ◆医療保険で歯科訪問診察料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃や口腔衛生の管理体制に係る計画等への技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと